

要介護等高齢者による 家族介護者へのDV(介護DV)の 現状とケアマネジャーによる支援 —今後の対策に向けた検討課題—

執筆 ▶ 増田 和高 武庫川女子大学 心理・社会福祉学部 准教授
畑 亮輔 北星学園大学 社会福祉学部 准教授

家族介護者から要介護等高齢者に対する暴力的な関わりについては、「高齢者虐待防止法」により「虐待」として扱われる。しかし、その逆である「家族介護者が、要介護等高齢者から暴力をふるわれる」というケースについては、これまであまり注目されてこなかった。本稿では、家族介護者に向けられる暴力を「介護DV」と位置づけ、これまで実施してきた調査をもとにその実態と今後の検討課題を共有していきたい。

はじめに

日本は従来「高齢者の介護は家族が担う」という老親扶養意識が強く、「介護の社会化」を掲げた介護保険制度が2000年に施行されてからも、家族が介護の多くを担っている状況がある。そのような中、これまでの家族の関係性などを背景として、要介護等高齢者が配偶者や成人した子どもに自らの介護を強要し、暴言・暴力を伴う関わりを持つ「家庭内暴力(以下、DV)」事例が報告されている。

家庭内における暴力の問題についてはしばしば社会的に議論されてきており、「夫婦喧嘩」として扱われてきた夫婦間暴力の問題は、社会的にも政治的にも容認し難いものとして捉えられ、「社会的な問題」とする法整備により「違法」

と認識されるようになってきた経緯を持つ¹⁾。

一般的にDVとは、「継続的に振るう暴力的・強制的な行為により、親密な関係性にあるパートナーをコントロール(支配)する行為」²⁾とされており、生活の安全や安心を脅かすその行為は明確な「人権侵害」に位置づけられる。こうした流れの中で、介護をする家族が要介護等高齢者に対して不適切な介護や虐待をする事例は“高齢者虐待”として注目され、法制化のもと支援体制も構築されてきた。

しかし、高齢者虐待防止法の対象となるのは「現に養護する者からの虐待」、つまり家族介護者から要介護等高齢者に対する暴力的な関わりに限定されており、その逆は想定されていない。特に、介護を必要とする「親」か

ら、続柄上の「子」に該当する家族介護者に対して暴力が振られるケースでは、「パートナー」でもない当事者を護る法律は「刑法」に頼る他にない状況がある。

しかし、こうした要介護等高齢者からの家族介護者に対する介護の強要や、暴力的な関わりなどについては、国内外の法制度や研究においても十分に問題として焦点化されておらず、「制度の狭間」の問題として当事者が対応に苦慮している現状がある(図)。

加えて、実践現場でこうした場面に遭遇する可能性の高いケアマネジャー(以下、CM)は、支援において明確な指針を持つことができないまま対応することとなり、「困難事例」として業務上の課題となってきていることが推察される。